



# 埼玉県報

第336号  
令和4年(2022年)  
8月12日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）

### 告示

- 埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒木郷地裏土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 機体整備用特殊工具（ハイドロリック・ポンプ・ドライブ等5品目）の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道東京所沢線の供用開始（川越県土整備事務所）
- 県道所沢武蔵村山立川線の供用開始（川越県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

## 規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第六十九号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第四項を削る。

第五条第一項及び第二項中「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第三項を削る。

様式第六号から様式第九号までの規定中「（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者等を含む。以下同じ。）」を削る。

様式第十号中「（延長者等を含む。以下同じ。）」及び「（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

様式第十一号中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者を含む。以下同じ。）」を削る。「第18条」を「第17条」に改める。

様式第十二号中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者を含む。以下同じ。）」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気 予定使用電力量32,197,583キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

令和4年12月1日（木）から令和5年11月30日（木）まで。ただし、令和5年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除できるものとする。

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎ほか72施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、平成29年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に10,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 大鹿 電話048-830-2613（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
  - イ 紙媒体による場合  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
令和4年9月28日（水）午前9時から同月30日（金）午後5時まで
  - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合  
令和4年9月28日（水）午前9時から同月30日（金）午後3時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和4年10月3日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和4年9月13日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 4 年 9 月 5 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of Services Required

Electricity for Use at the Saitama Prefectural Government Office and 72 Other Facilities (estimated kWh: 32,197,583 kWh).

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

From 9 a.m. on September 28, 2022 (Wednesday) until 5 p.m. on September 30, 2022 (Friday)

(3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail:

From 9 a.m. on September 28, 2022 (Wednesday) until 3 p.m. on September 30, 2022 (Friday)

(4) Contact Point for More Information

Public Property Management Division,  
Department of General Affairs,  
Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第五百六十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

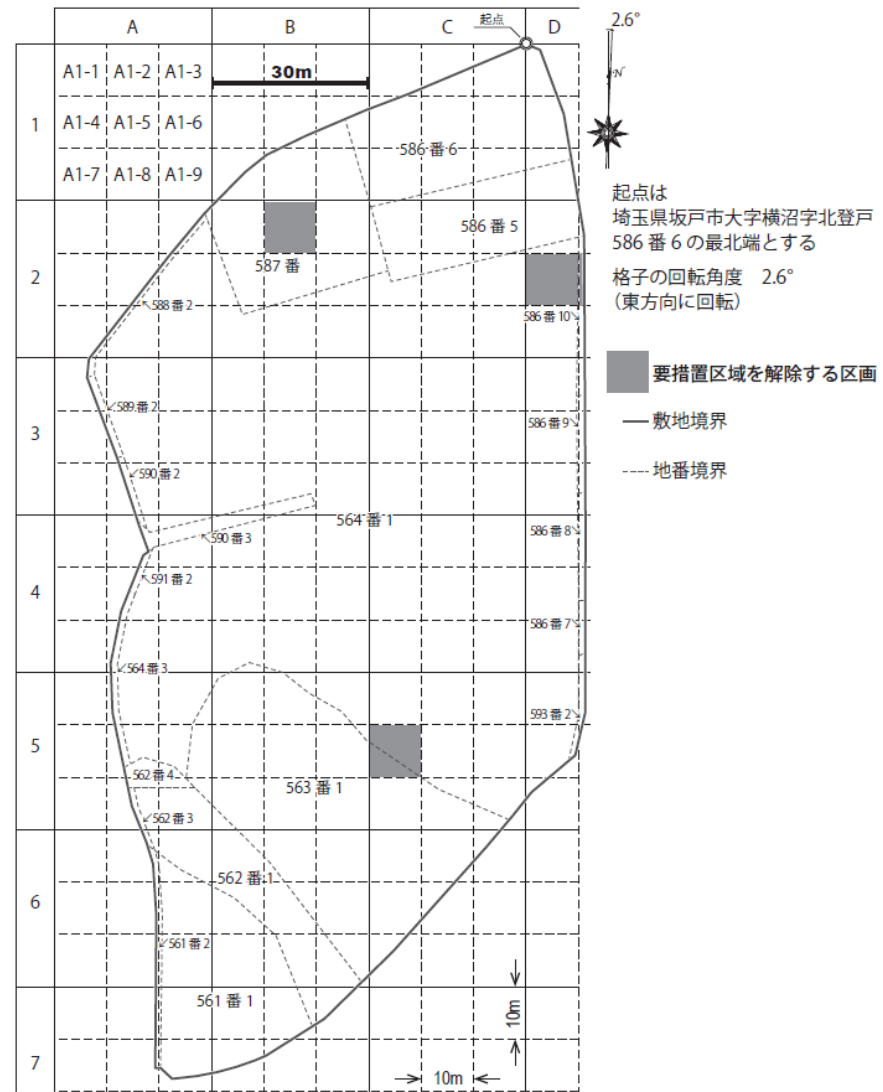
令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十八番十の一部及び五百八十七番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置  
基準不適合土壌の掘削除去



# 別図



## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭

次

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和三年十月一日外

#### ニ 届出年月日

令和四年七月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川鶴ショッピングプラザ二期

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目四番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ショッピングプラザ川鶴店

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目四番地

（変更後）川鶴ショッピングプラザ二期

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目四番地

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭

次

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

#### ハ 変更年月日

令和四年六月一日外

#### ニ 届出年月日

令和四年七月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市赤見台一丁目十二番十八号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭

次

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年十月一日

#### ニ 届出年月日

令和四年七月二十一日

#### 二 縦覧期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年八月十二日から令和四年十二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和四年八月八日認可した。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

荒木郷地裏土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県行田市



# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十九号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（ほ場整備事業〔埼玉型〕に伴う基準点測量）

### 三 作業地域

春日部市小平地内

### 四 作業期間

令和四年六月十五日から令和四年十二月二十六日まで

# 告示

## 埼玉県告示第八百四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―五―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字大谷四千二百九 他十六筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百二十九立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

機体整備用特殊工具（ハイドロリック・ポンプ・ドライブ等5品目）の購入一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年6月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 別表

## 機体整備用特殊工具（ハイドロリック・ポンプ・ドライブ等5品目）

品名	型番	金額（税抜き）
HYDRAULIC PUMP DRIVE	B290P0101102	6,994,530 円
TOOL BOX FOR FUEL PUMP	160053	1,257,310 円
TRA ANTI JAMMING TEST KIT	0397-01-UC	456,090 円
OIL FILTER EXTRACTION TOOL	B632P0001101	618,250 円
KIT FOR ROTOR MAST INSTALLATION KIT	2157.00.00.00	33,992,670 円

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

東京所沢線	路線名
所沢市大字山口字山下後四〇番一 地 先から同市大字山口字本村二二六番 一 地先まで	供用開始の区間
令和四年八月十二日	供用開始の期日
令和元年七月十九日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長一 〇〇・一八メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠



路線名	所沢武蔵村山立川線
供用開始の区間	所沢市大字山口字山下後四〇番一 地 先から同市大字山口字本村二二六番 一 地先まで
供用開始の期日	令和四年八月十二日
備考	令和元年七月十九日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長一 〇〇・一八メートル

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和四年八月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 川口	埼玉県川口市神戸五百三十九番地五
新	社会福祉法人 桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 川口	